

2026年度 神戸市商店街等街路灯電力料補助金 補助金の交付申請についての説明書

対象団体

商業流通課に登録されている市内の商店街・小売市場の団体

対象施設

2026年4月1日時点において対象団体が設置・管理する下記の
共同施設

1. 街路灯(道路上の独立柱)
2. アーチ(照明付)
3. 日よけ(照明付)
4. アーケード(照明付)

※個別の店舗の照明または広告を主とした共同施設は除く

補助要件

下記の全てを満たすこと

1. 公道上に設置され道路占用許可を受けたもののほか、対象団体の店舗に面する道路及び敷地内通路のうち、土地の所有者等がその権原に基づいて終日来客者や一般交通の用に供しているものの上に設置されたものであること。
2. 街路を明るくすることで、犯罪の防止や交通の安全に役立ち、商店街・小売市場の発展と安全の確保に繋がると認められるものであること。
3. 対象団体において電力料を負担しているものであること。
4. 対象団体において適切な維持管理が行われていること。
5. 神戸市街灯助成金交付要綱に基づく建設局の助成金交付を受けていないこと。

補助内容

対象団体が支払う上記の対象施設の電力料の一部を補助
街路灯1灯あたり 2,000円／年 の補助

※アーチは道路を横断するものを2灯、そうでないものを1灯と計算

※日よけ・アーケードは施設ごとに20㎡あたり1灯と計算

(共同施設の総面積が20㎡未満の場合は1灯、20㎡を超える場合は20㎡で割った数を四捨五入する。)

※補助金額は、対象団体が2026年度に支払う対象施設にかかる電力料
相当額を超えないこと。

その他

補助金額は、2026年度の予算の範囲内で決定しますので、ご承知おきください。